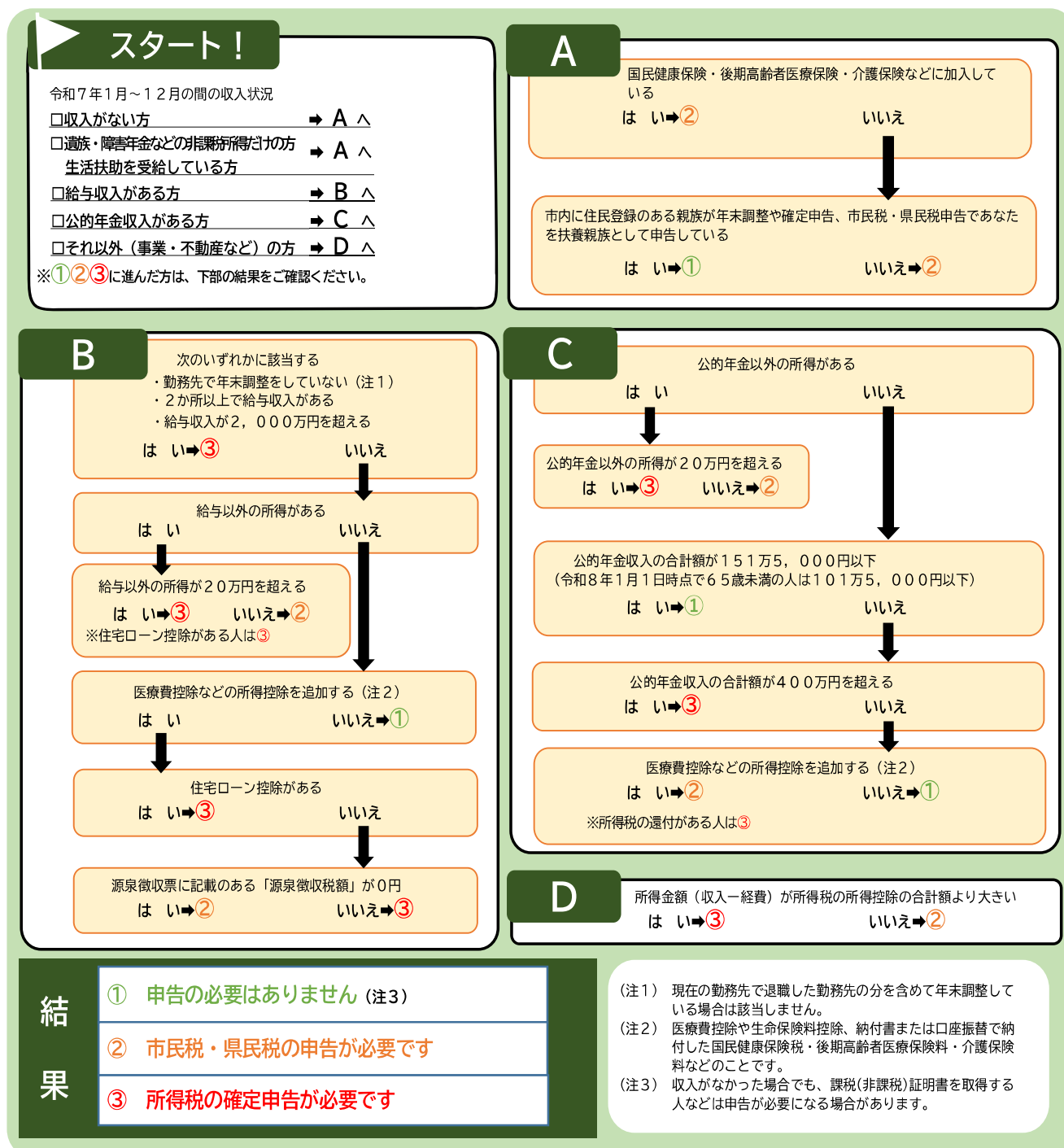


12 住民税申告

住民税申告とは、1月1日現在にお住まいであった市区町村に前年中の収入や控除を申告するものです。ただし、申告が不要となる場合もありますので、下のフロー図で確認してください。



【注】 一般的な例を示しています。所得税の確定申告をした方は、市民税・県民税の申告は原則不要です。

(1) 申告の期間

原則として、2月16日から3月15日まで(その日が土曜日にあたるときはその翌々日、日曜日にあたるときは翌日)が申告期間になります。

申告書は申告する年の1月1日現在に住所があった市区町村の税務担当課に提出してください。

(2) 過年度の申告期間

控除の追加など税額を下げる申告の場合には、5年間分を遡って提出することができます。収入の追加など納税が必要になる申告の場合には、3年間分を遡って提出することができます。なお、年の途中で住所の異動をされた方は、他市区町村にて申告が必要な場合があります。

(3) 申告に必要なもの

- 本人確認とマイナンバー確認ができるもの(「マイナンバーカード」または「個人番号通知カードと自動車運転免許証または健康保険証など」)
- 収入・所得を証明する書類
 - 給与・公的年金等に係る雑所得
給与所得・公的年金等の源泉徴収票など
 - 事業・不動産所得
収支内訳書、収入・経費がわかる帳簿など
 - その他
収入・所得がわかるもの
- 控除を証明する書類(前年の1～12月に支払ったもの)
 - 社会保険料控除
国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・介護保険などの控除証明書、納付確認書、領収書など
 - 生命保険・地震保険料控除
控除証明書
 - 医療費控除
医療費控除の明細書、医療費通知など
 - 障害者控除
障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
 - 寄附金税額控除
寄附金受領証明書、寄附金控除に関する証明書など
 - その他
各種控除に該当することを証明するもの

(4) 申告の方法

①郵送

②市民税課窓口の申告書受付ポストへの投かん

③申告会場

} ②、③は申告期間中のみ

また、申告期間中窓口では申告を受け付けていません。

申告にあたっては、申告書に氏名等の必要事項を記載し「(3)申告に必要なもの」に該当する書類(「医療費通知」以外は写し可)を添付することで簡単に申告することができます。

なお、申告会場は大変混み合いますので、郵送による申告を推奨しています。

【注】申告会場については、広報あげお 1 月号または市ホームページをご覧ください。

(5) 申告の注意点

- 提出された資料は返却しません。資料の返却や受付書が必要な方は、返信用封筒(切手を貼り宛名を記入)を同封してください。
- 申告書のコピーが必要な方は、コピーしてから提出してください。
- 必要な資料が添付されていない場合は、所得や控除を修正します。
- 障害者・寡婦/ひとり親・配偶者/扶養親族などの人的控除については、原則、添付された証明書の記載のとおり処理しますので、変更がある場合は申告書へ記入してください。

(6) 確定申告した場合の住民税への反映

確定申告をした場合、確定申告のデータは税務署を経由して情報を連携しますので、改めて、住民税申告をする必要はありません。なお、住民税への反映には1～2カ月かかります。

(7) 普通徴収分の社会保険料

普通徴収(納付書または口座振替)により徴収された社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険などの保険料)については、実際に納付した方が特定できないため、確定申告や住民税申告を行う必要があります。